

やまぐち非住宅建築物木造化推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「やまぐち非住宅建築物木造化推進事業補助金交付要綱」(以下、「要綱」という。)の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一棟

本事業における一棟とは同一敷地内に同時に建築された建築物全体を指し、同一敷地内に複数の建築物がある場合、全体で一棟とする。

(2) JAS 認証木材

本事業における JAS 認証木材とは、JAS 認証工場で製造・認証された、日本農林規格(JAS)を満たした構造用製材品をいう。

(3) CLT を利用した建築物

本事業における CLT (JAS で「直交集成材」として製造規格が制定されたもの)を利用した建築物とは、構造材における木材使用量のうち、県産木材を使用した CLT を60%以上使用した建築物とする。

(事業主体)

第3条 やまぐち非住宅建築物木造化推進事業補助金の交付は、会長が実施する。

(事業期間)

第4条 令和5年4月3日から令和6年3月20日までとする。

(非住宅建築物)

第5条 本事業の対象とする非住宅建築物は戸建て住宅以外で、事業に供する目的で建築される建築物(アパート、マンション等、賃貸により収益を得る目的の集合住宅を含む)とする。

(延床面積)

第6条 要綱第3条に規定する「延床面積」は、混構造の場合については構造材に占める木材の割合を建物全体の延床面積に乗じて算出するものとする。

(優良県産木材の認証)

第7条 優良県産材を使用する申請者は、補助金交付決定後、会長に優良県産木材の認証申

請を行う。

(補助対象者の公募・選定)

第8条 会長は、公募により補助対象者を選定するものとする。

2 公募はHPや記者発表により幅広く周知する。

3 公募者から別に定める事業計画書を徴し、会長が設置する選定委員会での審査において補助対象者を決定する。なお、選定委員会は、県や木材利用関係事業者など5名程度で構成する。

(補助事業の実施期間)

第9条 補助事業の実施期間は、事業実施年度の2月末日までとする。

(交付手続き)

第10条 会長は、要綱第4条に規定する補助金交付申請書を受理したときは、当該申請者の優良県産材認証の内容と照合等し、申請書の内容を審査する。

(軽微な変更)

第11条 要綱第7条第1項に規定する軽微な変更とは、補助要件の消失に該当しない、木材使用量等の増減をいう。

(検査)

第12条 会長は、要綱第9条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査するとともに、施工状況について、次の各号により現地検査を行うものとする。

(1) 現地検査はすべての申請を対象とする。

(2) 現地検査を行うときは、特別な理由がある場合を除き、あらかじめ検査日時等を補助事業者等に通知しなければならない。

(3) 補助事業者若しくは建築業者等は、現地検査に協力するものとする。

(守秘義務)

第13条 本事業に携わる者は、当該事業を行う上で知り得た秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用することはできない。

(その他)

第14条 この要領に定めるものの他、事業の実施に必要な事項は別に定める。